

## 出稼ぎ前に必ず健康診断を受けましょう

出稼ぎを予定している方は、就労中の疾病予防と安全就労のため、町商工観光交流課で手続きのうえ、健康診断を必ず受診しましょう。健康診断は、町指定医療機関にて無料で行っています。

|         |  |
|---------|--|
| 健診検査項目  | 問診、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、胸部エックス線検査             |
| 町指定医療機関 | 千畑クリニック、雁の里仙南診療所、まっこいしゃ高橋醫院、亀谷医院、しんどう内科クリニック |

■出稼ぎに関する手続きは、町商工観光交流課にて行っています。出稼労働者手帳をお持ちの方は、手続きの際に忘れずにご持参ください。

■町指定医療機関で受診される方は、医療機関の診察時間に従って受診してください。

問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

## 美郷町高齢者生活支援ハウス 「いちょうの家」の入所を受け付けます

冬期間に「いちょうの家」に入所される方を次のとおり受け付けます。

対象者 ● 次の①～③のすべてを満たす方

- ①65歳以上の独居世帯、高齢者夫婦世帯
- ②何らかの理由により独立して生活することが困難な方
- ③伝染病、精神的疾患がなく、問題行動を伴わず共同生活に対応できる方

定員 ● 7名

入所期間 ● 入所希望日から6カ月以内

申込方法 ● 9月30日(木)までに、申込書類一式を下記へ提出してください。

※申し込み多数の場合は、入所審査のうえ、入所者を決定しますので、ご了承願います。

申込書類 ● 入居申請書、住民票、本人の写真、医師の診断書、収入を確認できるもの

申込・問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907  
ルートピア緑泉 ☎0187(84)3636

## ハチの巣の撤去についてのお知らせ

町では、個人の住宅や敷地内に作られたハチの巣の撤去は行っていません。ハチに刺されると激しい痛みがあり、場合によっては命を落とすこともあります。また、巣は高い位置にあることが多いため、撤去作業は危険を伴います。巣の撤去は有料となりますが、専門の業者に依頼することをおすすめします(業者や巣の位置などで料金が異なる場合があります)。

■ハチの駆除を業者へ依頼する皆さまへ

ハチは植物の花粉を媒介したり、害虫をエサにするなどの益虫です。危険のない場所にある巣は、駆除する必要はありません。しかし、玄関や人通りの多い道路付近に巣がある場合は早期に駆除しましょう。

※町が管理する場所(公園など)に作られた巣は、その場所を管理する部署で対応しています。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

## 「自由研究コンテスト」作品を展示します

町内小・中学校の1次審査を通過した作品を展示します。子どもたちの取り組みの成果をぜひご覧ください。

日時 ● 10月2日(土)午後1時～午後4時

10月3日(日)午前9時～午後4時

会場 ● 美郷町公民館 1階ホール

問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)4914

## 令和3年度 第1回 美郷いきいき大学を開催します

高齢者が心身の健康を保持し、学びや人とのふれあいを通じて新しい喜びと楽しみを見つけるための講座として、美郷いきいき大学を開催しています。

今回は、令和3年度のスタートとなる開講式も行います。

町内に住む60歳以上の方であればどなたでも参加できます。今年度は4回の開催を予定していますが、都合の良い回に参加していただければ結構です。初めてご参加される方は、まずはお気軽に下記までお問い合わせください。

日時 ● 9月28日(火) 午後1時30分～午後3時30分

会場 ● 美郷町公民館 ホール

内容 ● ①開講式

②講演「災い転じて福となす」

講師：ブラボー中谷氏

申込方法 ● 電話で下記までお申し込みください。

受付時間 ● 火曜日から土曜日の午前8時30分～午後5時15分 ※9月21日(火)・23日(木・祝)は休館日

申込期限 ● 9月25日(土)

申込・問

(千畑地区)美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

(六郷地区)美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

(仙南地区)美郷町公民館 ☎0187(84)4915

## 農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)申し出の受付期間は10月1日(金)から10月29日(金)までです。

■農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では、農業施策等を計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908